

# 特記仕様書

業務名 令和8年度 岩沼市公共下水道事業  
二野倉1号雨水幹線工事積算業務

業務場所 岩沼市 押分字間畑 外 地内

業務期間 着手日 ~ 令和9年3月31日

## 第1条 総則

本特記仕様書は、標記の業務に適用するものとする。

本業務は、すべて委託契約書、設計図書、岩沼市契約事務規則及び宮城県共通仕様書（建設関連業務、令和7年10月1日以降適用）によるほか、本特記仕様書に基づいて施行するものとする。また、業務を施行するにあたり、関係法律及びこれに関連する法令、条例、規則、規定等を遵守すること。

受注者は、本業務において貸与された資料及びデータについて、破損、紛失、盗難等のないよう管理を行うとともに、本業務で知り得た情報等の守秘義務を厳守し、他に一切漏洩してはならない。

## 第2条 本業務の範囲

本業務は、「二野倉1号雨水幹線工事」における工事設計書等の作成業務を行うものである。業務範囲は、次に示すとおりとする。

工事設計書作成業務

- ①実施設計書の作成 A工区
- ②実施設計書の作成 B工区
- ③変更設計書の作成 C工区
- ④業務打合せ

## 第3条 業務打合せ

業務内容及び業務実施上の留意点について、事前及び随時打合せを行うものとする。

## 第4条 成果品

本業務の成果は、次に示すとおりとする。

- (1) 工事設計書
  - ①実施設計書の写し
  - ②変更設計書の写し
  - ③打合せ記録簿
- (2) その他監督職員の指示するもの。
- (3) 成果品の書式、提出部数は別途指示する。

第 5 条 業務完了及び検査 /

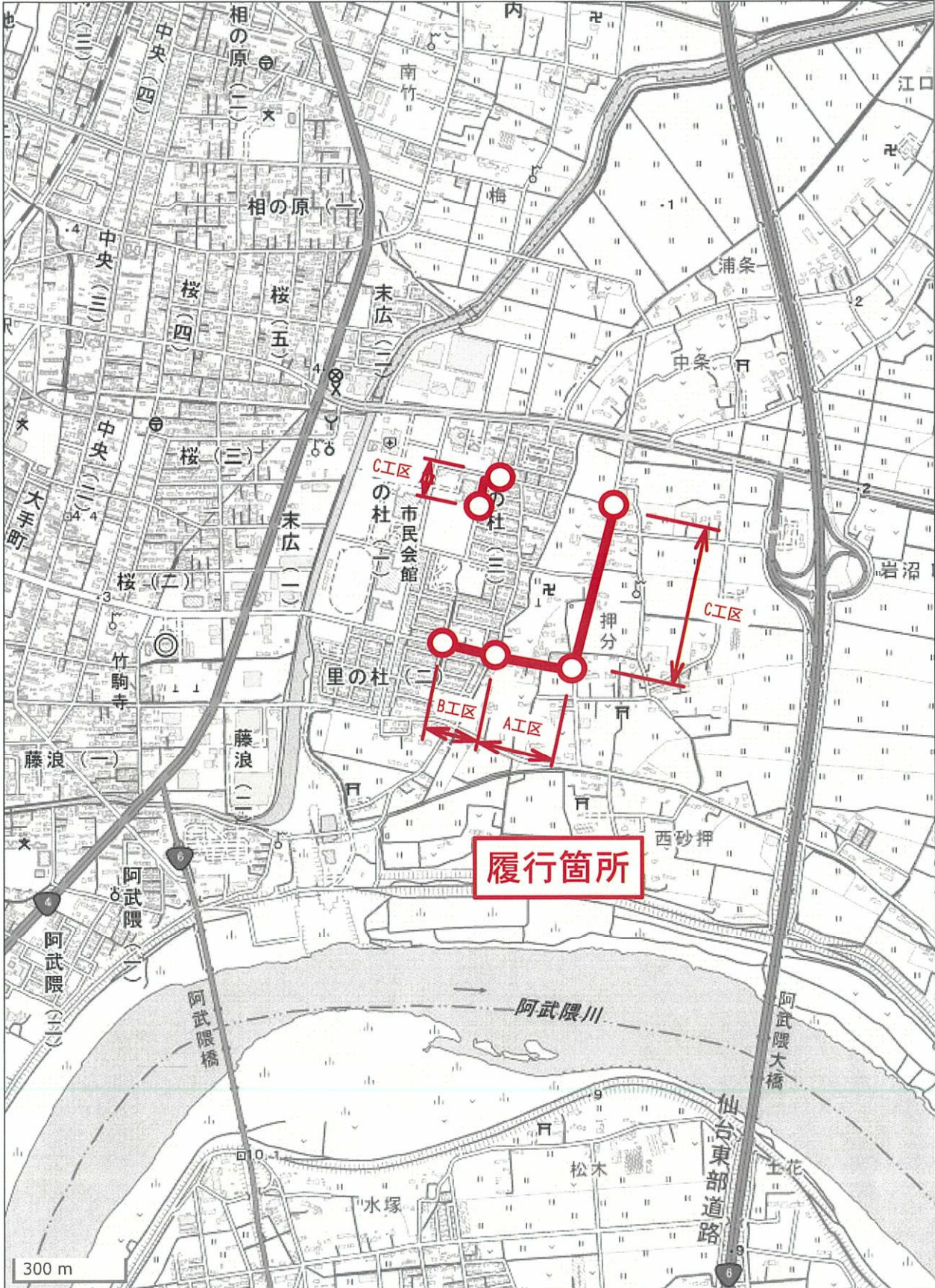
完了届及び完了検査について、次に示すとおりとする。 /

- (1) 本業務完了後、速やかに完了届を提出するものとする。 /
- (2) 本業務の成果品を提出後に、完了検査を受けるものとする。 /
- (3) 検査員から、仕様書等の定めに適合しないものとして指摘があった場合、速やかに修正を行い再検査の合格をもって業務の完了とする。 /

第 6 条 その他

上記以外の件については、監督職員と協議すること。 /

# 位置図















第4号 単価表

連絡車(ライトバン1500cc)運転 (協議打合せ)

名称	品種	形状寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー		L	5.4	/	/	
損料	運転時間当たり		h	2.0	/	/	
損料	共用日当たり		日	1.0	/	/	
計							